第43回
定時株主総会
招集ご通知

餃子の王将　GYOZA OHSHO

開催情報

[日時]

平成29年6月28日(水曜日)
午後1時(受付開始：正午)

[場所]

京都市東山区粟田口華頂町1(三条けあげ)
ウェスティン都ホテル京都 西館4階
瑞穂の間

[郵送又はインターネット等による議決権行使期限]

平成29年6月27日(火曜日)午後6時まで

CONTENTS

経営理念 …… 1
招集ご通知 …… 3
株主総会参考書類 …… 7
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役10名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
[添付書類]
事業報告 …… 20
計算書類 …… 39
監査報告書 …… 42

証券コード：9936

株式会社 王将フードサービス

経営理念

社会的使命

快適な食空間、心温まる接客、そして美味しい料理は人々を「幸せ」にします。

私たちは、それらを高品質で提供しながら、低価格で実現する努力を行う事によって、より多くの人に「幸せ」を感じてもらう事を使命とします。







GYOZA OHSHO 阪神芦屋店



GYOZA OHSHO 大宮駅西口店

経 営 理 念

お客様から「褒められる店」を創ろう!

その実現に向けた努力こそが私達を成長させ、
私達に幸せをもたらし、
社会への貢献につながる原点である。

株式会社 王将フードサービス

株 主 各 位

（証券コード　9936）
平成29年6月7日

京都市山科区西野山射庭ノ上町294番地の1
株式会社 王将フードサービス
代表取締役社長　渡邊 直人

第43回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととご拝察申しあげます。

さて、当社第43回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、平成29年6月27日（火曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

❶日　　時　**平成29年6月28日（水曜日）　午後1時（受付開始:正午）**

❷場　　所　京都市東山区粟田口華頂町1（三条けあげ）
ウェスティン都ホテル京都　西館4階　瑞穂の間
（末尾記載の定時株主総会会場のご案内をご参照ください。）

❸目 的 事 項

報 告 事 項　第43期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決 議 事 項　**第1号議案　剰余金の処分の件**
第2号議案　取締役10名選任の件
第3号議案　監査役1名選任の件
第4号議案　補欠監査役1名選任の件

以　上

議決権行使等についてのご案内



当日ご出席の場合

当日ご出席の際は、本ご通知をご持参いただくと共に、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。



書面（郵送）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月27日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。



インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、5頁から6頁の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、平成29年6月27日（火曜日）午後6時までにご行使ください。

※複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
2. 株主でない代理人及び同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんのでご注意願います。また、代理人による議決権の行使につきましては、当社定款の定めにより議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができることとさせていただきます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。
3. 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、計算書類の注記事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.ohsho.co.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
   したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であります。
4. 添付書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.ohsho.co.jp）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内



インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。

議決権行使サイト

http://www.web54.net

スマートフォンによる議決権行使は、バーコード読取機能を利用して、「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることも可能です。

（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

［ 議決権行使サイトへアクセス ］



❶「次へすすむ」をクリック

ご注意事項

○複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

○インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

○インターネット等をご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金）等が必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

○パスワードの取り扱いについて

（1）パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱いください。

（2）株主様以外の方による不正利用や議決権行使内容の改ざん等を防止するため、議決権行使書用紙に記載のパスワードにつきましては、議決権行使サイトにアクセスいただき、新しいパスワードに変更登録をしていただきますようお願い申しあげます。

（3）今回ご案内する議決権行使コード及びパスワード（株主様ご本人で変更登録いただくパスワードを含む）は、本株主総会に関してのみ有効です（次回の株主総会の際には、新たに発行いたします）。

（4）お電話によるパスワードのご照会にはお答えいたしかねます。

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

[ログインする]

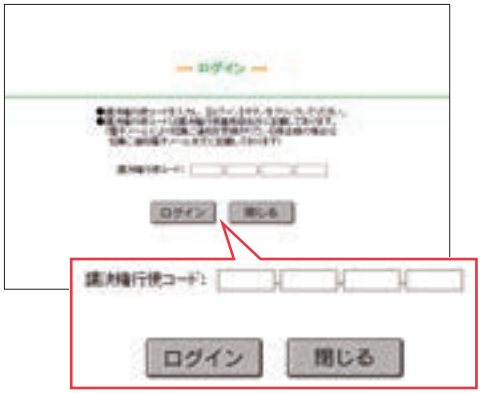

② お手元の議決権行使書用紙に記載された**「議決権行使コード」**を入力し**「ログイン」**をクリック。

[パスワードの入力]

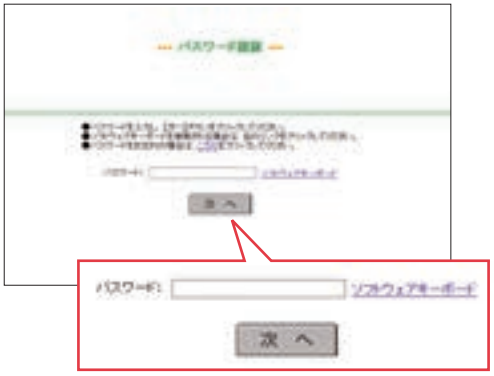

③ お手元の議決権行使書用紙に記載された**「パスワード」**を入力し**「次へ」**をクリック。

［パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先］

(1)本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031 受付時間 午前9時～午後9時

(2)その他のご照会については、下記にお問い合わせください。

ア．証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

イ．証券会社に口座のない株主様(特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

0120-782-031 (受付時間 午前9時～午後5時 土日休日を除く)

［機関投資家の皆様へ］

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、予め申込みされた場合に限り、株式会社東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議案及び参考事項

第1号議案　剰余金の処分の件

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主の皆様に対する長期的利益還元を行うことを重要な課題のひとつと位置づけております。この方針に基づき、当期利益計画の進捗を踏まえ、株主の皆様に直接還元を図るべきと考え、当期の期末配当につきましては、1株当たり60円とさせていただきたいと存じます。

❶ 期末配当に関する事項

配当財産の種類	金　銭
株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式　1株につき金60円 総額1,123,366,260円 なお、中間配当金として1株につき60円をお支払しておりますので、当事業年度の年間配当金は1株につき120円となります。
剰余金の配当が効力を生じる日	平成29年6月29日

［ご参考］1株当たり配当金（年間）／配当性向の推移

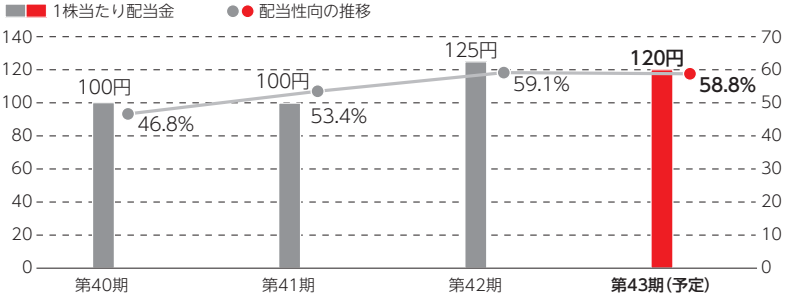

第2号議案　取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 1

渡邊 直人（わたなべ なおと）（昭和30年8月19日生）

取締役在任年数（本定時株主総会終結時）	再任	所有する当社株式の数
13年		14,668株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和54年 3 月	当社入社
昭和59年12月	当社営業部次長
平成 2 年 4 月	当社東京地区エリアマネージャー
平成15年 1 月	当社営業本部第1営業部副部長 兼東京地区本部長
平成16年 6 月	当社取締役営業本部第1営業部副部長 兼東京地区本部長
平成17年 5 月	当社取締役営業本部第4営業部長 兼東京地区本部長
平成20年 6 月	当社常務取締役営業本部第4営業部長 兼東京地区本部長
平成23年 4 月	当社常務取締役第4営業部長
平成25年12月	当社代表取締役社長（現任）
平成29年 1 月	王將餐飲服務股份有限公司董事長（現任）
平成29年 2 月	株式会社王将ハートフル代表取締役社長（現任）

［ 重要な兼職の状況 ］

王將餐飲服務股份有限公司董事長

株式会社王将ハートフル代表取締役社長

取締役候補者の選任理由

平成25年12月に当社代表取締役社長に就任以来、強いリーダーシップを発揮し企業価値向上のための取り組みを遂行し、取締役としての職責を果たしております。この経験及び実績を今後も当社経営に活かすことができると判断したためであります。

株主総会参考書類

候補者番号 2

上田 実（うえだ みのる）（昭和32年6月14日生）

	新　任	所有する当社株式の数 ー株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和55年 4 月	日本マクドナルド株式会社入社
平成15年 3 月	同　執行役員
平成16年 9 月	株式会社ジー・エイチ・エフ・マネジメント 執行役員
平成17年 4 月	同　常務取締役
平成18年 6 月	同　専務取締役
平成25年 4 月	株式会社GHFD代表取締役社長
平成28年 6 月	office　UEDA代表（現任）
平成28年 7 月	当社顧問（現任）

[重要な兼職の状況]
office　UEDA代表

取締役候補者の選任理由

飲食業界における豊富な経験と実績を持ち、また、経営者としての経験も有しており、現在当社の顧問として、その高い見識を活かした様々なアドバイスを行っており、当社の持続的な企業価値の向上を図るうえで必要な人材であると判断したためであります。

候補者番号 3

是枝 秀紀（これえだ ひでき） （昭和36年3月19日生）

	取締役在任年数 （本定時株主総会終結時） 8年	再　任	所有する当社株式の数 12,864株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成元年３月　当社入社
平成11年３月　当社管理部副部長
平成19年６月　当社人事部長
平成21年６月　当社取締役人事部長
平成26年８月　当社取締役総務部長
平成27年６月　当社常務取締役執行役員総務部長
平成28年７月　当社常務取締役執行役員
事業戦略本部長兼FC推進部長
兼営業企画推進部長（現任）

取締役候補者の選任理由

当社において管理部門の要職を歴任し、当社事業及び会社経営についての豊富な知識と経験を有しており、引き続き取締役として重要事項の決定及び経営・執行に十分な役割を果たせるものと判断したためであります。

候補者番号 4

木曽（きそ） 裕（ゆたか）（昭和48年7月23日生）

	取締役在任年数（本定時株主総会終結時）		所有する当社株式の数
	1年	再　任	448株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成12年 4 月	東京地方検察庁検事
平成20年 1 月	北浜法律事務所・外国法共同事業入所
平成21年 1 月	同　パートナー弁護士
平成27年 6 月	当社監査役
平成28年 6 月	当社常務取締役
平成28年 6 月	当社最高財務責任者（現任）
平成28年 7 月	当社常務取締役執行役員 管理本部長兼総務部長 兼情報システム部長（現任）

取締役候補者の選任理由

弁護士としての専門的な知識・経験を有するとともに、当社の監査役を務めた経験を持つなど、企業法務や企業監査にも精通しており、引き続き取締役としての職務を十分に果たせるものと判断したためであります。

候補者番号 5

池田 直子（いけだ なおこ）（昭和39年6月13日生）

	取締役在任年数（本定時株主総会終結時）		所有する当社株式の数
	2年	再　任	459株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和60年 4 月	安田火災海上保険株式会社（現　損害保険ジャパン日本興亜株式会社）
平成11年 9 月	いけだFP社会保険労務士事務所所長
平成14年 8 月	株式会社ヒューマン・プライム代表取締役
平成20年 4 月	社会保険労務士事務所あおぞらコンサルティング所長（現任）
平成24年 1 月	株式会社あおぞらコンサルティング 代表取締役
平成27年 6 月	当社取締役
平成28年 6 月	当社常務取締役
平成28年 7 月	当社常務取締役執行役員 管理本部副本部長兼人事部長（現任）

[重要な兼職の状況]

社会保険労務士事務所あおぞらコンサルティング所長

取締役候補者の選任理由

特定社会保険労務士としての専門的な知識・経験を有しており、管理部門、とりわけ人事部門の責任者として重要な業務執行の意思決定に携わっており、引き続き取締役としての職務を十分に果たせるものと判断したためであります。

株主総会参考書類

候補者番号 6

杉田 元樹（すぎた もとき）（昭和31年12月11日生）

	取締役在任年数（本定時株主総会終結時）		所有する当社株式の数
	8年	再　任	6,729株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和56年 2 月	当社入社
平成15年 1 月	当社第2営業部副部長
平成20年 4 月	当社営業本部第3営業部長兼関西第2エリアマネージャー
平成21年 6 月	当社取締役営業本部第3営業部長兼関西第2エリアマネージャー
平成23年 4 月	当社取締役第3営業部長 兼関西第2エリアマネージャー
平成26年 2 月	当社取締役第3営業部長
平成26年 8 月	当社取締役第1営業部長
平成27年 6 月	当社取締役執行役員第1営業部長（現任）

取締役候補者の選任理由

当社入社以来営業部門に従事し、当社事業について豊富な経験、実績、見識を有しており、引き続き取締役として重要事項の決定及び経営・執行に十分な役割を果たせるものと判断したためであります。

候補者番号 7

門林 弘（かどばやし ひろし）（昭和38年1月17日生）

	新　任	所有する当社株式の数 6,422株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和56年 4 月　当社入社
平成14年11月　当社第1営業部
　　エリアマネージャー
平成26年 6 月　当社第2営業部長
平成27年 6 月　当社執行役員第2営業部長（現任）

取締役候補者の選任理由

当社入社以来営業部門に従事し、当社事業について豊富な経験、実績、見識を有しており、当社の企業価値向上のために必要な人材であると判断したためであります。

候補者番号 8

渡邉 雅之（わたなべ まさゆき）（昭和45年5月2日生）

取締役在任年数（本定時株主総会終結時）	再　任	所有する当社株式の数
3年	社外取締役候補者	374株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成10年 4 月	総理府（官房総務課）入府
平成13年10月	アンダーソン・毛利法律事務所入所 （現　アンダーソン・毛利・友常法律事務所）
平成21年 8 月	弁護士法人三宅法律事務所入所
平成23年 5 月	弁護士法人三宅法律事務所パートナー（現任）
平成24年 9 月	成蹊大学法科大学院非常勤講師（現任）
平成26年 3 月	JALCOホールディングス株式会社 第三者委員会委員長
平成26年 6 月	当社取締役（現任）
平成28年 6 月	日特建設株式会社社外取締役（現任）
平成29年 4 月	特定複合観光施設区域整備推進会議委員 （現任）

[重要な兼職の状況]

弁護士法人三宅法律事務所パートナー
成蹊大学法科大学院非常勤講師
日特建設株式会社社外取締役
特定複合観光施設区域整備推進会議委員

社外取締役候補者の選任理由

弁護士としての専門的な知識・経験を有しておられ、3年間当社の社外取締役として法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、当社経営に対する積極的な提言をいただいており、今後も引き続き適切な監督を得られるものと判断したためであります。なお、同氏はこれまで社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断しております。

候補者番号 9

稲田 旭彦（いなだ あきひこ） （昭和36年1月15日生）

	取締役在任年数 （本定時株主総会終結時） 5年	再　任 社外取締役候補者	所有する当社株式の数 772株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成 4 年 8 月　監査法人トーマツ入所
（現　有限責任監査法人トーマツ）
平成23年10月　稲田旭彦公認会計士事務所代表（現任）
平成24年 6 月　当社取締役（現任）

[重要な兼職の状況]
稲田旭彦公認会計士事務所代表

社外取締役候補者の選任理由

公認会計士及び税理士の資格を有しておられ、5年間当社の社外取締役として財務及び会計の専門的見地から、当社経営に対する積極的な提言をいただいており、今後も引き続き適切な監督を得られるものと判断したためであります。なお、同氏はこれまで社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断しております。

株主総会参考書類

候補者番号 10

関島 力（せきじま ちから）（昭和30年12月13日生）

取締役在任年数（本定時株主総会終結時）	再　任	所有する当社株式の数
1年	社外取締役候補者	73株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和55年 4 月	アサヒビール株式会社入社
平成17年10月	同　新潟支店長
平成20年 9 月	同　大阪統括支社長
平成23年 3 月	同　北海道統括本部長
平成25年 1 月	同　執行役員近畿圏統括本部長
平成28年 3 月	アサヒグループホールディングス株式会社顧問兼迎賓館館長（現任）
平成28年 6 月	当社取締役（現任）
平成29年 4 月	アサヒプロマネジメント株式会社迎賓館管理部長（現任）

[重要な兼職の状況]

アサヒグループホールディングス株式会社顧問兼迎賓館館長

社外取締役候補者の選任理由

長年にわたるアサヒビール株式会社での営業経験及び執行役員として会社経営に関与された豊富な知見をもとに、昨年6月に当社の社外取締役に就任いただきました。その実績を踏まえ、今後も引き続き適切な監督を得られるものと判断したためであります。

（注）1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式数は、平成29年3月31日現在の状況を記載しております。また、王将フードサービス役員持株会を通じて保有する株式数を含んでおります。
3. 候補者の渡邉雅之氏、稲田旭彦氏及び関島力氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
4. 当社は渡邉雅之氏及び稲田旭彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
5. 渡邉雅之氏、稲田旭彦氏及び関島力氏の各社外取締役候補者の選任が承認された場合、当社定款の規定に基づき、当社は各候補者との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を継続する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額といたします。

第3号議案　監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役原哲也氏の任期が満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

原 哲也（はら てつや）（昭和22年7月1日生）

	監査役在任年数（本定時株主総会終結時）	再　任	所有する当社株式の数
	1年	社外監査役候補者	―株

■ 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

昭和45年 3 月	警視庁入庁
平成18年 9 月	警視庁退職
平成18年10月	三本コーヒー株式会社執行役員
平成21年 4 月	(公財)暴力団追放運動推進都民センター専務理事
平成22年 9 月	同　代表理事
平成27年 6 月	同　顧問
平成28年 4 月	サンキョー株式会社監査役(現任)
平成28年 6 月	当社監査役(現任)

[重要な兼職の状況]
サンキョー株式会社監査役

社外監査役候補者の選任理由　警視庁や民間企業での経験、並びに監査役や財団法人の理事等、幅広く経験され、企業経営を統治する十分な見識を有しておられます。また１年間当社の社外監査役を務められた実績により、適切に職務を遂行していただけるものと判断したためであります。

(注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 原哲也氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。なお、当社は原哲也氏について東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
3. 社外監査役候補者の選任が承認された場合、当社定款の規定に基づき、当社は候補者との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を継続する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額といたします。

第4号議案　補欠監査役1名選任の件

平成28年6月28日開催の第42回定時株主総会において補欠監査役に選任されました四方俊一氏の選任の効力は、本総会の開始の時までとされておりますので、改めて、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えるため、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

四方（しかた）　俊一（としかず）　（昭和24年8月10日生）

	補欠社外監査役候補者	所有する当社株式の数
		―株

■ 略歴及び重要な兼職の状況

昭和48年 4 月	株式会社京都銀行入行
平成 5 年 1 月	株式会社ファルコバイオシステムズ入社
平成 7 年12月	同　取締役
平成12年 5 月	株式会社ファルコライフサイエンス 代表取締役社長
平成12年12月	NPO日本食品危害研究所理事
平成16年 7 月	社団法人日本衛生検査所協会顧問
平成19年12月	株式会社ファルコバイオシステムズ 常務取締役
平成22年 3 月	株式会社ファルコSDホールディングス 常務取締役
平成25年 6 月	同　顧問
平成25年 8 月	株式会社ロマンライフ顧問

補欠社外監査役候補者の選任理由　金融機関における豊富な経験、また長年の経営全般にわたる幅広い見識に基づき、当社の経営に対する監査を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。

（注）1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 四方俊一氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 補欠社外監査役候補者が監査役に就任された場合、当社定款の規定に基づき、当社は候補者との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額といたします。

以　上

1 株式会社の現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

経営成績サマリー

	金額	構成比	前年同期比
売上高	75,078百万円	100.0%	0.3%減少
営業利益	5,494百万円	7.3%	12.4%減少
経常利益	5,801百万円	7.7%	11.4%減少
当期純利益	3,839百万円	5.1%	5.6%減少

■ 全店客数前年同期比0.3%減（既存店1.3%減）…直営店実績
■ 既存店売上高対前年同期比0.6%減収…直営店実績

当事業年度における世界経済は、減速の流れに歯止めがかかった模様でありますが、中国に代表される新興国の成長率の鈍化や英国のEU離脱通知、また米国の新政権による保護主義的な政策の不安に加え政策に不透明感が見られるなど世界経済は千変万化の様相を呈しております。

このような世界経済のもと、わが国経済は、雇用・所得環境の改善が進む中で、緩やかな回復基調が続いており、2016年の訪日外国人数は年間2,400万人を突破し、実質賃金指数が5年ぶりに増加するなど国内景気回復への兆しも見えてまいりました。しかしながら、個人消費の回復はやや力強さを欠いており、物価上昇への懸念や社会保険制度見直し等もあり、引き続き景気の先行きは楽観できず、消費市場の先行きは不透明に推移しております。

外食業界におきましては、夏は台風・長雨や日照不足、冬は記録的に早い積雪などの影響により野菜価格が高騰するとともに客足にも影響を受けるなど気象環境に大きく左右された1年となりました。また、人手不足を主因とする人件費関連コストの上昇やコンビニエンスストア等の他業種との競争が激化しており、さらに、今後深刻な問題となる少子高齢化社会で、どのようにお客様を招いていくのかなどの課題もあり、経営を取り巻く環境や消費動向は依然として厳しい状況にあります。

このような状況下当社は、労働時間の短縮、有給休暇取得促進等による労働環境の整備に加え、3年連続となるベースアップを行い従業員の幸せを追求し続け、さらに社外の人材を登用してガバナンス体制を強化した上で、お客様満足創造

事業報告

への様々な改善と挑戦を真摯に実践し続けてまいりました。クックパッド社とのタイアップ企画や新コンセプト店「GYOZA OHSHO」の更なる店舗展開、Yahoo!ショッピングへの公式通販ショップの開設、外販事業テストマーケティング開始、「極王焼そば」や「にんにくゼロ餃子」の販売開始、「ゆず風味餃子のたれ」「辣油」「王将マジックパウダー」の店頭販売開始など多様性に富んだ販売促進活動を行ってまいりました。一方、熊本県に売上の1%を義援金として寄付するぎょうざ倶楽部プレミアム会員の募集や復興応援メニューとして「春の野菜煮込みラーメン」を販売し、1杯につき30円を義援金として熊本県へ寄付するなど社会貢献活動にも積極的に取り組んでまいりました。

2017年12月24日の創業50周年の節目に向け、台湾への子会社「王將餐飲服務股份有限公司」の設立と初出店や、障がい者雇用の特例子会社「株式会社王将ハートフル」の設立等、この50年に感謝するとともに次なる50年も見据えた様々な試みを計画し、これまでの深い「感謝の気持ち」を、ステークホルダーの皆様へ企業活動を通して還元して、お客様から「褒められる店」を創り続けることができるよう努めてまいります。

当事業年度の店舗展開の状況につきましては、直営16店、FC8店の新規出店、FC1店の直営への移行、直営4店、FC9店の閉鎖を行っております。これにより期末店舗数は、直営486店、FC231店となりました。

以上の結果、売上高は、前年同期に比べて2億38百万円(0.3%)の減収で750億78百万円となりました。

営業利益は、ベースアップ等人件費増加や運送費の増加等もあり、前年同期に比べて7億75百万円(12.4%)の減益で54億94百万円となりました。

経常利益は、上記理由等により、前年同期に比べて7億43百万円(11.4%)の減益で58億1百万円となりました。

当期純利益は、減損損失の増加もありましたが、収用補償金の収受、法人税負担の軽減等により、前年同期に比べて2億29百万円(5.6%)の減益で38億39百万円となりました。

〔売上高の状況〕

区分＼期別	前期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）			当期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）		
	店舗数(店)	金額(百万円)	構成比(%)	店舗数(店)	金額(百万円)	構成比(%)
直営店	473	68,861	91.4	**486**	**68,995**	**91.9**
フランチャイズ加盟店	233	6,456	8.6	**231**	**6,082**	**8.1**
合　計	706	75,317	100.0	**717**	**75,078**	**100.0**

(注) 店舗数は期末日現在の店舗数であります。

〔地域別直営店売上状況〕

区分＼期別	前期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）			当期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）		
	店舗数(店)	金額(百万円)	構成比(%)	店舗数(店)	金額(百万円)	構成比(%)
関西地区	223	34,430	50.0	**230**	**34,445**	**49.9**
(京　都　府)	(42)	(6,699)	(9.7)	**(43)**	**(6,904)**	**(10.0)**
(大　阪　府)	(108)	(15,350)	(22.3)	**(113)**	**(15,311)**	**(22.2)**
(兵　庫　県)	(35)	(5,656)	(8.2)	**(37)**	**(5,713)**	**(8.3)**
(滋　賀　県)	(15)	(2,954)	(4.3)	**(15)**	**(2,906)**	**(4.2)**
(奈　良　県)	(14)	(2,415)	(3.5)	**(13)**	**(2,296)**	**(3.3)**
(和歌山県)	(9)	(1,353)	(2.0)	**(9)**	**(1,314)**	**(1.9)**
北海道地区	16	1,786	2.6	**17**	**1,800**	**2.6**
東北地区	4	525	0.8	**4**	**524**	**0.8**
関東地区	118	16,642	24.2	**121**	**16,905**	**24.5**
甲信越地区	8	866	1.3	**8**	**865**	**1.3**
東海地区	48	7,607	11.0	**49**	**7,462**	**10.8**
北陸地区	16	2,019	2.9	**16**	**1,865**	**2.7**
中国・四国地区	17	1,792	2.6	**17**	**1,889**	**2.7**
九州地区	23	3,191	4.6	**24**	**3,235**	**4.7**
合　計	473	68,861	100.0	**486**	**68,995**	**100.0**

2 設備投資等の状況

当期において実施いたしました設備投資の総額は17億39百万円であり、主なものは次のとおりです。

[新設直営店舗]

イオン東札幌店(北海道)、GYOZA OHSHO 大宮駅西口店、越谷駅東口店(埼玉県)、行徳駅前店、セブンパークアリオ柏店(千葉県)、八王子駅北口店(東京都)、アリオ橋本店(神奈川県)、黒川店(愛知県)、GYOZA OHSHO 京都髙島屋店(京都府)、弁天町市岡店、昭和町駅前店、平野駅前店、谷町八丁目店、香里園駅前店(大阪府)、GYOZA OHSHO 阪神芦屋店、淡路島三原店(兵庫県)計16店舗

[改装直営店舗]

鶴見店(神奈川県)、関大前店(大阪府)、白川台店、尼崎西店(兵庫県)計4店舗

3 資金調達の状況

中長期的な資金調達基盤の安定化と効率化を図ることを目的としております。設備資金は長期借入金等により調達し、運転資金は自己資金で対応してまいりました。既存取引行に当座貸越枠360億円を設定し、手元流動性預金とあわせて、緊急的な支出にも対応可能な体制を整えております。

4 会社の経営の基本方針

快適な食空間、心温まる接客、そして美味しい料理は人々を「幸せ」にします。私たちは、それらを高品質で提供しながら、低価格で実現する努力を行う事によって、より多くの人に「幸せ」を感じてもらう事を社会的使命としております。

当社は、

『お客様から「褒められる店」を創ろう!
その実現に向けた努力こそが私達を成長させ、
私達に幸せをもたらし、
社会への貢献につながる原点である。』

を経営の基本方針とし、従業員の「考える」「発言する」「行動する」「反省する」という「自奮自発の精神」を尊重し、従業員の成長と自己実現を図る事により、真のお客様サービスの追求と実践を行います。

5 目標とする経営指標

当社は、原価率の適正な水準やコスト管理に注力しており、収益の基本指標である売上高営業利益率を最も重要な経営指標として採用しております。当面は、売上高営業利益率8%以上を経営の目標としており、達成できるよう注力していく方針であります。また中期的な株主還元方針として50%の配当性向を目標としております。

6 対処すべき課題

外食産業を取り巻く環境は、少子高齢化に伴う市場規模縮小やコンビニエンスストアなどの外食以外の業界による外食市場取り込みによる競争激化、労働人口の減少、原材料価格高騰、また消費者ニーズの多様化や食の安心安全衛生健康意識向上及び消費税増税懸念に対する消費者の節約意識の高まり等により、厳しい経営環境が続くものと思われます。

こうした状況の中で、下記の事項を対処すべき課題として認識しているとともに、100年企業に向けて営業部や本社・製造部門を横断したクロスファンクションチームを発足し、古き良きものは残しながら新しい価値を創造するべく取り組んでおります。

① 持続的な成長

a. 出店政策

・厨房設備等の効果・効率化、都心省力型店舗等の開発

・東日本地域を軸に出店を加速

・共存共栄を基盤としたM&A、大型複合商業施設への参画による出店等を推進

b. 物販・海外等新規事業の開拓

・全国規模や地場スーパー、コンビニ、通販等に向けた物販事業展開

・海外事業展開

② 競争力の強化

a. 営業力の強化

・食材の国産化を軸とした既存メニューの改良・改廃

・各地域の顧客ニーズを取り込んだ様々な商品を開発し、工場と連携した付加価値の高いオリジナル商品を創造

b. 生産性の向上

・適正原価管理や人員配置のシステム化

・成形餃子やセントラルキッチンによる生産性向上

・設備投資の改善等により損益分岐点売上高を抑制

c. セントラルキッチン政策

・東松山工場を旗艦として全店供給を視野に入れた生産体制の構築を図る

・成形餃子供給体制を確立するとともに、サプライチェーンの整備・改善に努める

・PB半製品、マーケットリサーチの推進

③ 経営基盤整備

a. 労務環境・人材育成

・キャリアデベロップメントプログラムの確立と現場要望に応じた弾力的な研修メニューの整備

・現行のパートタイマーキャリアアップシステムの改定によるパートタイマー育成ツールの実用化

・新人事制度を確立させ採用活動の強化を図るとともに、高齢者・外国人等の有効活用による人材不足打開に向けた検討

b. 社会貢献・環境対策

・ESG、CSRを含む統合レポートの作成

c. 組織・ガバナンス

・コーポレートガバナンス・コードへの対応

・情報システムの全体最適化

d. 財務・資本政策

・自己株式活用方法の検討

・総資産の圧縮や効率化

7 財産及び損益の状況の推移

(単位:百万円)

項目＼期別	第40期 (平成26年3月期)	第41期 (平成27年3月期)	第42期 (平成28年3月期)	第43期 (当事業年度) (平成29年3月期)
売上高	76,222	75,772	75,317	**75,078**
経常利益	7,249	6,425	6,544	**5,801**
当期純利益	4,312	3,683	4,068	**3,839**
1株当たり当期純利益	213円64銭	187円19銭	211円39銭	**203円92銭**
純資産	41,978	42,309	43,936	**43,832**
総資産	62,021	63,554	62,014	**64,727**
1株当たり純資産	2,079円	2,160円	2,289円	**2,341円**
自己資本比率	67.7%	66.6%	70.8%	**67.7%**

●売上高

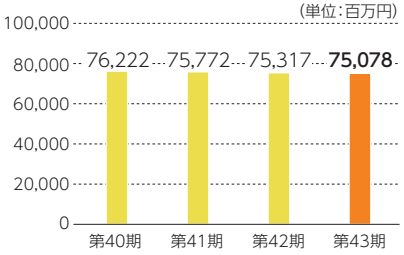

●経常利益

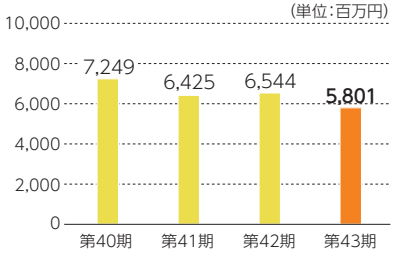

●当期純利益・1株当たり当期純利益

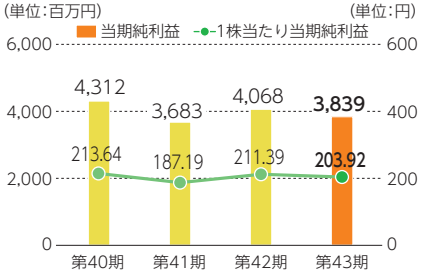

●総資産・純資産

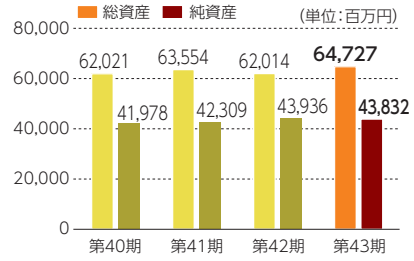

●1株当たり純資産

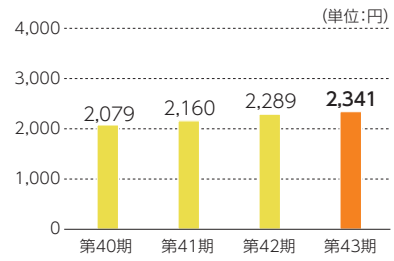

●自己資本比率

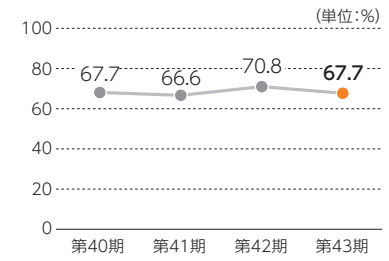

事業報告

8 主要な事業内容

事業セグメント部門	事　業　内　容
中　華　事　業	中華料理を主体にしたレストランの運営及びフランチャイズ加盟店への中華食材等の販売

9 主要な営業所及び工場

所　在　地	
本　　社	京都市
事務所・地区本部	東京、九州(福岡市)
工　　場	久御山(京都府)、西野山(京都市)、九州(福岡市)、札幌(札幌市)、東松山(埼玉県)
店　　舗	直営店　486店 フランチャイズ店　231店

10 使用人の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,158名	158名増	33.2歳	8.5年

(注) 上記のほか、嘱託社員115名及びパートタイマー5,864名(1日8時間勤務として計算した期中平均人員)を雇用しております。

11 主要な借入先

借　入　先	借入金残高
三井住友信託銀行株式会社	1,584百万円
株式会社みずほ銀行	1,573百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,573百万円
株式会社三井住友銀行	1,573百万円
株式会社滋賀銀行	1,026百万円

借　入　先	借入金残高
株式会社南都銀行	944百万円
株式会社りそな銀行	733百万円
株式会社関西アーバン銀行	491百万円
農林中央金庫	491百万円
株式会社京都銀行	324百万円

2 会社の株式に関する事項

1	発行可能株式総数	90,000,000株
2	発行済株式の総数	23,286,230株 (自己株式4,563,459株を含む)
3	株主数	17,908名

4 大株主

株　主　名	持株数(千株)	持株比率(%)
アサヒビール株式会社	2,053	11.0
ジャパンフードビジネス株式会社	1,400	7.5
アリアケジャパン株式会社	1,100	5.9
加藤梅子	611	3.3
加藤ひろみ	602	3.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	567	3.0
公益財団法人加藤朝雄国際奨学財団	528	2.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	438	2.3
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	412	2.2
王将フードサービス取引先持株会	296	1.6

(注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式4,563千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	渡邊直人	王將餐飲服務股份有限公司董事長 株式会社王将ハートフル代表取締役社長
常務取締役	是枝秀紀	執行役員 事業戦略本部長兼FC推進部長兼営業企画推進部長
常務取締役	木曽裕	最高財務責任者　執行役員 管理本部長兼総務部長兼情報システム部長
常務取締役	掃部昌之	執行役員　製造本部長兼生産管理部長
常務取締役	池田直子	執行役員　管理本部副本部長兼人事部長 社会保険労務士事務所あおぞらコンサルティング所長
取締役	土肥原啓二	
取締役	杉田元樹	執行役員　第1営業部長
取締役	渡邉雅之	弁護士法人三宅法律事務所パートナー 成蹊大学法科大学院非常勤講師　日特建設株式会社社外取締役
取締役	稲田旭彦	稲田旭彦公認会計士事務所代表
取締役	関島力	アサヒグループホールディングス株式会社顧問兼迎賓館館長
常勤監査役	髙橋正哲	
監査役	中谷健良	中谷健良税理士事務所代表
監査役	原哲也	サンキョー株式会社監査役

(注) 1. 取締役渡邉雅之、稲田旭彦及び関島力の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役髙橋正哲、中谷健良及び原哲也の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 平成28年6月28日開催の第42回定時株主総会において、補欠監査役として四方俊一氏が選任されております。
4. 取締役稲田旭彦氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役中谷健良氏は、税理士として税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 平成28年6月28日開催の第42回定時株主総会において、木曽裕氏が監査役を辞任し、取締役に就任いたしました。
7. 中村豊氏は、平成28年6月28日開催の第42回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
8. 取締役渡邉雅之氏、稲田旭彦氏及び監査役原哲也氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。

2 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監査役との間に損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の定款規定を設けております。

当該定款規定に基づき、当社は社外取締役及び社外監査役の全員との間に責任限定契約を締結しており、その契約内容の概要は次のとおりであります。

・社外取締役及び社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

3 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支給人数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	10名 (4名)	283百万円 (25百万円)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (5名)	21百万円 (21百万円)
合計	15名	305百万円

(注) 1. 上記以外に使用人兼務取締役に対する使用人給与(賞与含む)1名、8百万円を支給しております。
2. 取締役の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の株主総会の決議により、年額300百万円以内(うち社外取締役分は年額30百万円以内)となっております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の株主総会の決議により、年額40百万円以内となっております。
4. 取締役及び監査役の報酬等の額に関する決定方針については、当社は、企業価値向上に資するための報酬体系を原則としつつ、経営環境、業績、従業員に対する処遇との整合性等を考慮して適切な水準を定めることを基本方針としております。
取締役及び監査役の報酬の総額は、それぞれ株主総会の決議により定め、その各役員に対する割当ては、取締役報酬については社外取締役を委員長とする報酬諮問委員会における審議を経て、取締役会において決定され、監査役報酬については監査役の協議によって決定しております。取締役の報酬は、月額報酬と賞与から構成しております。当社の業績状況及び各取締役の職務内容・役位に応じて支給することとしております。また、中長期の業績を反映させる観点から、月額報酬の一定額を拠出し役員持株会を通じて自社株式を購入することとしております。監査役については、監査役会での協議にて決定しており、高い独立性の観点から、固定金額としております。
5. 社外取締役の支給人数には、平成28年6月28日開催の第42回定時株主総会において、社外取締役から取締役に就任した池田直子氏を含めております。
6. 監査役の支給人数には、平成28年6月28日開催の第42回定時株主総会において退任した中村豊氏、監査役辞任後取締役に就任した木曽裕氏を含めております。

4 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

当社との間に監督及び監査の独立性に影響を及ぼす特別な利害関係は有しておりません。

② 社外役員の主な活動状況

氏　　名	区　　分	主な活動状況
渡邉雅之	取　締　役	当事業年度開催の取締役会に20回中19回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
稲田旭彦	取　締　役	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
関島　力	取　締　役	取締役就任後の当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
髙橋正哲	常勤監査役	監査役就任後の当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
中谷健良	監　査　役	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
原　哲也	監　査　役	監査役就任後の当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。

4 監査人の状況

1 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人との間に損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の定款規定を設けております。

当該定款規定に基づき、当社は会計監査人との間に責任限定契約を締結しており、その契約内容の概要は次のとおりであります。

①会計監査人は、本契約の履行に伴い生じた当社の損害について、故意又は重大な過失があった場合を除き、5,000万円又は会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額をもって損害賠償責任の限度とする。

②会計監査人の行為が①の要件を充足するか否かについては、当社がこれを判断し、速やかに結果を通知するものとする。

3 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当事業年度に係る報酬等の額	38百万円
②当社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産の利益の合計額	54百万円

(注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別時間、監査報酬の推移及び前事業年度の実績を確認した結果、妥当なものであると判断したため、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行いました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である国際財務報告基準(IFRS)に関する助言等についての対価を支払っております。

4 解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

5 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社は、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を下記のとおり決議しており、その内容及び運用状況は以下のとおりであります。

1 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、企業としての社会的責任を果たすよう、反社会的勢力との関係排除をはじめとするコンプライアンス意識の啓蒙をうたう行動規範を定めて、教育の実施及び小冊子の配付により取締役及び従業員に周知徹底します。また、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス関連規定を整備して教育を行います。

店舗運営等の重要業務を適正に執行し、その業務報告を漏れなく行うとともに意思決定及び業務執行における組織間及び組織内の牽制を図るために職務権限規程等の諸規程を整備します。

さらに、コンプライアンス上の問題を発見した場合に社内担当者又は顧問弁護士への報告・相談・通報体制として内部通報制度を設け、問題の未然防止と早期発見・解決に努めます。

当社は、業務実施部署から独立した取締役会直轄の組織として監査室を設け、法令及び社内規程の遵守状況、職務執行の内容について、店舗、工場、本社、子会社の内部監査を行い、その結果を代表取締役及び取締役会並びに監査役に報告します。

【運用状況】

コンプライアンス宣言及び行動規範をホームページを通じて社内外へ告知しており、コンプライアンス意識向上を目的に全社員を対象に階層別コンプライアンス研修を実施

しております。また、反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針を定め、ホームページ及び各事業所に掲示し、また、コンプライアンス及び反社会的勢力排除の意識の醸成を図るための小冊子を作成し全正社員へ配布しております。その他不当要求による被害を防止する責任者として直営全店長を選任し各都道府県の暴力追放運動推進センターが実施する講習を受講しております。内部通報制度として総務部総務課及び外部の顧問弁護士が通報窓口を担当しており、通報内容についてコンプライアンス委員会委員に報告を行い、改善・再発防止に努めております。

監査室は、毎期、内部監査計画を策定し、各種監査を実施しております。

2 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る文書その他情報を、「文書管理規程」及び「電算管理規程」等の定めるところに従い、適切に保存及び管理を行います。

【運用状況】

取締役会関連文書等は、上記規程に基づき保存年限及び所管部署等を定めて適切に管理しております。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスクマネジメント規程に基づくリスクマネジメント会議を中心にリスクを抽出・分析したうえで、各リスクの対応方針、主管部署及び教育研修方針の決定を行うとともに、必要に応じて監査室を通じ、全社的または特定部門の内部監査を実施します。各部室長は、自己点検、内部監査等で明らかになった問題点等について、速やかに是正・改善の措置を講じるとともに必要に応じて規程等の改廃をします。

万一リスクが顕在化した場合でも損失を極小化するよう危機対応細則を定めて事後対応体制を構築します。

【運用状況】

リスクマネジメント会議で策定した重点対応リスクへの対策（中期・年度計画）に基づき、主管部署を特定のうえ対策を実施し、同会議にて定期的に進捗確認及び対策の是正をしております。また、リスクが発生した場合の基本対応を定めた危機管理基本マニュアル、広報危機管理マニュアル等を整備しております。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は取締役会を月に1回定期的に、または必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、中期経営方針及び年次予算を含めた経営目標を策定し、計画に基づく業務執行状況を監督します。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行します。

当社は、取締役会の他、月に1回定期的に、または必要に応じて適時開催される経営会議において経営上の重要案件を徹底的に協議したうえで効率的に執行します。また、必要に応じ担当部門長を経営会議に出席させ、懸案事項の執行・管理状況に関する報告を受け適正な指示を行うことによって、職務執行の効率化を図ります。

当社は、組織規程、職務権限規程および業務分掌規程に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、各部門の業務執行の迅速性および効率性を確保します。

【運用状況】

月次、四半期及び年度の予算並びに個別施策の計画及び達成状況は取締役会及び経営会議に報告され、多面的な検討を実施することで、経営目標の適切な達成管理を行っております。

5 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社における業務の適正を確保するために関係会社管理規程を制定するとともに、関係会社の状況に応じて必要な管理を行います。

また、必要に応じて子会社に当社取締役をはじめ幹部社員を派遣し、問題点の把握・解決に努めます。

なお、監査室は定期的または臨時に管理体制を監査し、代表取締役及び取締役並びに監査役に報告を行います。監査役は監査室の報告を受けて監査役会にて協議を行い、必要に応じて取締役会に提言又は勧告を行います。

【運用状況】

子会社については、現預金管理や売上管理等を親会社がモニタリングできる体制を整えており、子会社の業務の適正を確保しております。

6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議のうえ、監査室員を監査役の補助すべき使用人として指名することができます。

また、補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動の人事権に係る事項の決定には監査役の同意を必要とし、取締役の指揮命令は受けないものとします。

【運用状況】

監査室は監査役会の事務局としても機能しており、監査室員の人事等は監査役と協議の上決定しております。

7 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合の他、取締役会の付議事項、経営会議の協議事項、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他重要事項を法令等に基づき監査役に報告するものとします。

監査役は重要な意思決定プロセス、業務の執行状況を把握するために取締役会に出席し、また、常勤監査役は取締役会以外の重要会議に出席するとともに稟議書等業務執行に係る重要な決裁文書等を閲覧し、取締役及び使用人に必要があれば説明を求めます。

なお、監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ち、監査成果の達成を図るとともに、必要と認めるときは、弁護士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用することができるものとします。

【運用状況】

監査役が取締役会及び経営会議等に出席することにより、取締役及び使用人等から必要な情報を得るほか、監査室からも情報提供を行っております。更には、四半期ごとに監査役、会計監査人、監査室で会し、会計監査人から会計監査の方針、監査結果等の報告を受けるとともに情報交換を行っております。

8 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法に基づく財務報告の適正性を確保するため、法令等に従い財務報告に係る内部統制システムを整備、運用し、それを評価する体制を構築しております。

【運用状況】

各部門が構築した内部統制を監査室が独立的評価を行っており、監査役及び会計監査人と常に連絡・調整し、監査の効率的な実施に努めております。

6 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1 基本的な考え方

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固とした態度で対応し、一切の関係を排除すること、それらの行動を助長するような行為を行わないことを基本方針としております。

2 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備状況

反社会的勢力に対する基本方針を行動規範に明記するとともに、全役職員への周知徹底に努めております。

具体策としては、総務部を反社会的勢力の排除に関する統括部署と規定して、同部が中心となって排除体制の構築を推進しております。

取引先の選定等に関しましては、「取引先調査実施要領」を定め、当該規程に従って、新規取引先等は取引開始時に、既存取引先等は定期的に当社所定の調査をしております。

また、事前チェックでは判明せず、取引開始後もしくは採用後に反社会的勢力との関与が発覚した場合は、すぐに取引停止もしくは退職に向けての対応を行うこととし、反社会的勢力と関係を持たないよう努めております。

その他、企業防衛対策協議会等への加盟、弁護士、警察等の社外の専門家や関係機関等と連携して情報の収集・管理を行いながら、不当要求等が発生した場合に解決を図る体制を整えております。

7 株式会社の支配に関する基本方針

1 会社の支配に関する基本方針

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付提案またはこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の投資家の皆様に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、種々の施策を実行しております。

これらの取組みは、会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

計算書類

貸借対照表

（単位：百万円）

科　目	第43期（平成29年3月31日現在）
資産の部	
流動資産	**13,736**
現金及び預金	11,750
売掛金	365
商品及び製品	135
原材料	305
前払費用	425
繰延税金資産	458
その他	326
貸倒引当金	△ 32
固定資産	**50,991**
有形固定資産	**39,202**
建物	13,696
構築物	912
機械及び装置	2,632
車両運搬具	53
工具、器具及び備品	936
土地	20,857
建設仮勘定	112
無形固定資産	**130**
ソフトウエア	99
施設利用権	31
投資その他の資産	**11,657**
投資有価証券	5,531
関係会社株式	30
関係会社出資金	94
長期貸付金	72
長期前払費用	79
前払年金費用	437
繰延税金資産	1,192
差入保証金	4,218
その他	27
貸倒引当金	△ 24
資産合計	**64,727**

科　目	第43期（平成29年3月31日現在）
負債の部	
流動負債	**17,501**
買掛金	1,993
短期借入金	5,000
１年内返済予定の長期借入金	3,399
未払金	2,288
未払費用	2,084
未払法人税等	1,205
賞与引当金	912
その他	618
固定負債	**3,393**
長期借入金	1,916
再評価に係る繰延税金負債	506
資産除去債務	727
その他	242
負債合計	**20,895**
純資産の部	
株主資本	**44,103**
資本金	**8,166**
資本剰余金	**9,031**
資本準備金	9,026
その他資本剰余金	4
利益剰余金	**37,730**
利益準備金	940
その他利益剰余金	36,790
保険差益積立金	23
固定資産圧縮積立金	241
別途積立金	22,800
繰越利益剰余金	13,725
自己株式	**△ 10,823**
評価・換算差額等	**△ 271**
その他有価証券評価差額金	**3,282**
土地再評価差額金	**△ 3,554**
純資産合計	**43,832**
負債・純資産合計	**64,727**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（単位：百万円）

科　目	第43期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）	
売上高		**75,078**
売上原価		22,624
売上総利益		**52,453**
販売費及び一般管理費		46,959
営業利益		**5,494**
営業外収益		
受取利息及び配当金	49	
受取地代家賃	74	
ＦＣ加盟料	107	
その他	193	424
営業外費用		
支払利息	23	
賃貸費用	35	
現金過不足	14	
災害義援金	41	
その他	1	116
経常利益		**5,801**
特別利益		
固定資産売却益	26	
収用補償金	384	411
特別損失		
固定資産除却損	133	
固定資産売却損	82	
減損損失	437	653
税引前当期純利益		**5,558**
法人税、住民税及び事業税	1,904	
法人税等調整額	△ 185	1,719
当期純利益		**3,839**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						保険差益積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	8,166	9,026	4	9,031	940	25	247	22,800	12,485	36,497
当期変動額										
保険差益積立金の取崩						△1			1	－
固定資産圧縮積立金の取崩							△5		5	－
剰余金の配当									△2,370	△2,370
当期純利益									3,839	3,839
自己株式の取得										－
土地再評価差額金の取崩									△236	△236
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△1	△5	－	1,240	1,232
当期末残高	8,166	9,026	4	9,031	940	23	241	22,800	13,725	37,730

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△9,023	44,671	3,055	△3,791	△735	43,936
当期変動額						
保険差益積立金の取崩		－				－
固定資産圧縮積立金の取崩		－				－
剰余金の配当		△2,370				△2,370
当期純利益		3,839				3,839
自己株式の取得	△1,799	△1,799				△1,799
土地再評価差額金の取崩		△236		236	236	－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			226	－	226	226
当期変動額合計	△1,799	△567	226	236	463	△104
当期末残高	△10,823	44,103	3,282	△3,554	△271	43,832

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

株式会社王将フードサービス
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　木村幸彦　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中田信之　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社王将フードサービスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、有形固定資産の減価償却方法について、従来、定率法を採用していたが、当事業年度より定額法に変更している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査報告書

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月19日

株式会社王将フードサービス 監査役会

常勤社外監査役　髙橋正哲 ㊞

社外監査役　中谷健良 ㊞

社外監査役　原　哲也 ㊞

以上

MEMO

MEMO

定時株主総会会場のご案内

日　時

平成29年6月28日(水曜日)
午後1時(受付開始:正午)

場　所

京都市東山区粟田口華頂町1(三条けあげ)
ウェスティン都ホテル京都
西館4階 瑞穂の間
TEL(075)771-7111





交　通　**地下鉄東西線「蹴上駅」(2番出口)より徒歩約1分**

○「蹴上駅」へのアクセス

- JR線・近鉄線「京都駅」から地下鉄烏丸線に乗車「烏丸御池駅」にて地下鉄東西線に乗りかえ
- JR線「山科駅」から地下鉄東西線に乗車
- 京阪線「三条駅」から地下鉄東西線に乗車
- 阪急線「烏丸駅」から地下鉄烏丸線に乗車「烏丸御池駅」にて地下鉄東西線に乗りかえ

株式会社 王将フードサービス
http://www.ohsho.co.jp

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915
VEGETABLE OIL INK
UD FONT